○経済産業省告示第二百六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
414181	宮本　梨江
414183	中尾　友和
414185	塩澤　岳志
414187	及川　雅人
414189	庄　巧郎
414191	前原　寛年
414193	戸井　優貴
414195	眞﨑　仁
414197	伊藤佳奈美
414199	松岡　桃子
414201	檪木　良太
414203	田中　宏樹
414205	南木　陽
414207	木村　友彦
414209	山田　直樹

○経済産業省告示第二百七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十七年九月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	（変更後）	（変更前）
409804	西川　勝博	㟢川　勝博
410430	西岡　裕子	浦田　裕子
410582	濱田　絵美	車谷　絵美

○経済産業省告示第二百八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
103674	杉山　治久
105302	森田　勝彦
207534	川島　章司
208811	藤井　浩
209441	早崎　敬二
210320	佐々木　亨
212953	大橋　敏宏
214521	髙橋　雅裕
300254	岡部　穏積
301542	安藤　研一
402834	仲　義輝
403139	箭内　勝則

○経済産業省告示第二百九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十七年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
104200	臼井　国晴
106599	松岡　龍司
208393	松田　猛
209397	倉田　昌彦
209451	松尾　明
210521	西沢　実
213080	添川　瑞乃
214756	福島俊一郎
300578	吉田　弘
301578	小川　徹
403133	榎木　啓修

○経済産業省告示第二百十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
213462	川上金四郎

○経済産業省告示第二百十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月二十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
206223	糟谷　達政
403202	大上　裕
403224	水谷　誠一
403250	中村　晃一
403296	山本　理江
408077	金田眞一郎
408130	松田　耕一
403179	岩田　健
403214	田井　千晶
403240	安達　治
403268	大久保　薫
408074	服部　勇
408111	大富部政仁

○国土交通省告示第十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
姫路市夢前町前之庄八三四番四から同市夢前町前之庄六七九地先まで	前	最大 二四二（メートル）	四六五（メートル）
		最小 三五	
	後	最大 二四六	
		最小 三六	

○国土交通省告示第十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中国縦貫自動車道

供用開始の区間　姫路市夢前町前之庄六七九地先から同市夢前町前之庄八三四番四まで

供用開始の期日　平成二十七年九月二十六日十五時

○国土交通省告示第十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

第三項の表広島ＩＬＳの項中「広島空港及びその周辺」を「広島空港内」に、「カテゴリーⅠ」を「カテゴリーⅢ」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○近畿地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

近畿地方整備局長　山田　邦博